

住宅建築等に関する地主の承諾書

株式会社 クレディセゾン 御中

記入日： 年 月 日

土地所有者（共有者）

氏名 (自署)	(生年月日： 年 月 日)
住所	
電話番号	

1 私は、次表の土地に借地人（共有者）

が

※建築予定建物所有予定者全員記入

【 木造 準耐火構造 耐火構造 】 の住宅を建築又は購入することを承諾します。

土地の表示 (登記上)	所在地	
	地積	平方メートル (土地の一部を賃貸している場合、上記のうち 平方メートル)

2 私は、下記の事項を承諾します。(該当する□にレ点を付けてください。)

(1) 私が借地人(共有者)の配偶者(※1)又は直系親族(※2)の場合

※1 内縁関係にある者、婚約関係にある者及び同性パートナーを含む。 ※2 祖父母、父母、配偶者の父母等をいいます。

 1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定すること。

※セゾンのフラット35PLUSをお借入れの場合は、株式会社クレディセゾンに第2順位とする抵当権をあわせて設定すること。

申込人本人との続柄 父母 配偶者 配偶者の父母 祖父母 子 兄弟姉妹 その他()

(2) (1)以外の場合

※借地・保留地などのような融資実行時に抵当権を設定できない場合や買戻特約付き(登記ありの場合)かつ設定登記がセゾンのフラット35(保証型)借入時までに抹消できない場合は、ご利用いただけません。

貸地等の権利	承諾事項等
<input type="checkbox"/> 貸借権 地上権 地役権	1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定することについて (セゾンのフラット35PLUSをお借入れの場合は、株式会社クレディセゾンに第2順位とする 抵当権を設定することについて) <input type="checkbox"/> 承諾します <input type="checkbox"/> 承諾しません(以下の①及び②の事項については、承諾します。) ①土地に抵当権等の権利(※1)が設定されている場合は、抹消すること。 ※1 借地権に優先する抵当権等の権利を指します。 ②借地人が地代を払わなかった場合等により借地契約を解除する前には、必ず住宅金融 支援機構(https://www.jhf.go.jp)へ、セゾンのフラット35PLUSをお借入れの場合は 株式会社クレディセゾンにも、連絡をすること。(※2) ※2 借地人が地代を払わなかった場合、住宅金融支援機構(セゾンのフラット35PLUS については株式会社クレディセゾン)が債権保全上必要と判断したときは、借地人 に代わって地代をお支払いします。
<input type="checkbox"/> 使用貸借 (共有を含む。)	1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定すること。またセゾンのフラット35PLUS をお借入れの場合は、株式会社クレディセゾンに第2順位とする抵当権をあわせて設定すること。

3 セゾンのフラット35PLUSに関する債権又は抵当権等が代位により、住宅金融支援機構に移転したときは、本承諾書は当該機構に対する承諾書として扱われることを確認し、了承します。

(注1) 貸地等の場合で、住宅金融支援機構又は株式会社クレディセゾンのために土地に抵当権を設定することを承諾された方は、後日改めて抵当権の設定について意思確認をさせていただきます。

(注2) 建築した建物には、住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定します。セゾンのフラット35PLUSをお借入れの場合は、株式会社クレディセゾンに第2順位とする抵当権も設定します。

(注3) セゾンのフラット35PLUSに関して住宅金融支援機構が株式会社クレディセゾンに保険金を支払うことがあり、支払った後は当該機構が株式会社クレディセゾンに一部代位します。また代位する際には、当該機構から土地所有者(共有者)に対して通知します。

(注4) セゾンのフラット35(保証型)をお申し込みの場合は、2-(1)及び(2)の住宅金融支援機構を株式会社クレディセゾンと読み替えます。